

奈良県告示第三百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成三十年一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十九年十二月十一日現在の地番による。）

大和郡山市南郡山町四〇六番四の一部

二 申請者氏名 岡一英

三 申請者住所 奈良市宝来一丁目四番A―四〇六号

四 道路の幅員 四・〇〇メートルから四・三〇メートルまで

五 道路の延長 二一・五一メートル

六 指定年月日 平成二十九年十二月十九日

七 指定番号 郡土第二九一〇号